

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成29年10月30日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 若田部 治彦

第1 監査箇所

産業文化部（商工・企業誘致課、人間国宝田村耕一陶芸館、農政課、農山村振興課、文化振興課）

第2 監査期間

平成29年9月1日から平成29年10月27日

第3 監査の結果

1 商工・企業誘致課、人間国宝田村耕一陶芸館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 農政課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 農山村振興課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 文化振興課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。